

★必須項目
☆選択項目

9. 肌着・寝衣類

試験項目	判定基準		特例判定基準・対象品及び備考	
耐洗濯性	☆耐洗濯性 JIS-L-1930 取扱い表示に従う	製品寸法変化率	織地 吊干し -5~+3% タンブル乾燥 -5~0%	<ul style="list-style-type: none"> ・編地製品は洗濯前製品重量を測定し明記する。 ・「クレープ(楊柳・縮緬等)」の製品の中方向は-15~0% 【洗濯・乾燥方法の特例】 ・ダブルフェイス、裏毛編地、リブ編地(テレコ)製品は「吊干し」 ・毛、絹の混紡品は「中性吊干し」(中性洗剤使用の付記がある場合) ・110手洗い表示の製品は「C3G法ネット」 ・蛍光増白剤による変退色はその都度明記し、合否判定から除外する。但し3級以下は「無蛍光洗剤使用」等の注意表示を付けること。
		編地	吊干し -6~+3% タンブル乾燥 丈 -8~0% 巾 -10~0%	
	タンブル乾燥優先(*2)	外観・縫製	異常がないこと	
		変退色	4級以上	
		プリント(白場汚染)	4-5級以上	
		斜行(%以内)	織物 3% 編物 7%	
		パッカリング	3級以上	
☆繰返し5回洗濯 JIS-L-1930 C4M吊干し	外観	異常がないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊プリント(顔料・ラバー等)、合成皮革、コーティング、フロッキー、ボンディング製品等に適用 	
	変退色	1回後 4級以上 5回後 3級以上		
	プリント(白場汚染)	4-5級以上		
染色堅ろう度試験	★耐光	変退色	3級以上	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光増白剤の黄変は合否判定より除外 ・肌着は除く
	☆洗濯	変退色/汚染	4級以上/3級以上	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗い可表示のものに適用
	汚染	(*1) 4級以上		
	☆水	変退色/汚染	4級以上/3級以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライクリーニング可表示のものに適用
	汚染	(*1) 4級以上		
	★汗	変退色/汚染	4級以上/3級以上	<ul style="list-style-type: none"> ・異色濃淡の組合せ以外の「毛・絹70%以上含むもの」は汚染2-3級
	汚染	(*1) 4級以上		
	★摩擦	乾燥	4級以上	<ul style="list-style-type: none"> ・濃色・特殊プリント・起毛品の場合3-4級、デニム・別珍・コル天3級 ・濃色・特殊プリント・起毛品の場合2級、デニム・別珍・コル天1-2級
	湿潤	2-3級以上		
	☆ドライクリーニング	変退色/汚染	4級以上/3-4級以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライクリーニング可表示のものに適用
汚染	(*1) 4級以上			
色泣き	汚染	4-5級以上	<ul style="list-style-type: none"> ・淡色は2-3級以上セルロース系繊維を含む製品に適用 ・酸素系漂白表示品に適用 	
塩素処理水	変退色	3級以上		
酸素系漂白	変退色	4級以上		
物性	毛羽付着	3級以上 合繊維は、3.5級以上	<ul style="list-style-type: none"> ・表、裏起毛(薄起毛含)、獣毛に適用 ・ポリエステル混、毛混、起毛品は2級以上 	
	ピリング	織10H 編5H 3級以上		
	中綿の噴出し	3級以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中綿製品に適用 	
	表面フラッシュ	「表面フラッシュなし」	炎10cm 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・起毛製品で起毛部分の繊維がセルロース系繊維50%以上に適用
	引張強さ	タテ/ヨコ	150N 以上	
	引裂強さ	タテ/ヨコ	9.8N 以上	
	破裂強さ		300kPa 以上	
	摩耗強度 (E法)	毛10000回以上(スーツ20000回以上)		<ul style="list-style-type: none"> ・絹8000回以上、その他は、ユニバーサル法100回以上
	滑脱抵抗力	厚地(200g/m ² 以上) 5mm以下 薄地(200g/m ² 未満) 3mm以下		<ul style="list-style-type: none"> ・絹織物、サテン、織密度の粗い製品に適用 ・荷重は厚地117.7N、薄地49.0N
	スナッグ	3級以上		<ul style="list-style-type: none"> ・糸が布面に浮いた組織の物、引掛り易いと思われる物
安全	遊離ホルムアルデヒド	出生後24ヶ月以内の乳幼児用のもの A-Ao 0.05以下 上記以外は75 μg/g(ppm)以下	<ul style="list-style-type: none"> ・全色全パーツ(素材・副資材・付属品)が基準値以内であることを保障すること(製品での試験を必ず行うこと) 	

【注意】

・付属は染色堅ろう度の「水試験」及び洗濯又は「ドライクリーニング試験」を行う。

・テープ・パッキング類等は、摩擦試験(乾・湿)も行う。

(*1): 異色濃淡組合せ品に適用

(*2): 編地製品の寸法変化率がタンブル乾燥で基準値を超過する場合タンブル乾燥済み試験製品で吊干しによる再試験を行い、吊干しの基準値以内であれば合格とする。この場合、「タンブル乾燥禁止」(図柄300)と「吊干し」(図柄440又は445)表示を行う。

※試験基準は予告なしで変更する場合がありますから、ご不明な点がございましたら当センターまでご連絡をください。